

令和 8 年度東京都税制調査会
第 3 回 小委員会

【テーマⅢ】

地方法人課税の在り方

令和 8 年 8 月14日

「地方法人課税の在り方」 目次

資料名	頁
地方法人課税の在り方に関する論点	1
地方法人課税の性格（総務省HPより）	2
東京都税制調査会報告 地方法人課税の意義	3
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷	4
東京都税制調査会報告 これまでのいわゆる「偏在是正措置」に対する評価	5
令和 8 年度 第 1 回小委員会（東京都税制調査会）における主な意見	6
いわゆる「偏在是正措置」に係る最近の動き	7～9
地方法人課税に係る税収シェアと県内総生産のシェアの比較	10
地方税収の推移（全国）	11
地方法人課税に係る税収シェア（東京都）	12
いわゆる「偏在是正措置」による地方法人課税の税収への影響（全国ベース）	13
国と東京都の協議会資料（令和 8 年 4 月10日）（抜粋）	14～16

論点

令和 8 年度与党税制改正大綱において、地方法人課税に係る追加措置の検討が示された。
真の地方自治の確立に向け、地方法人課税はどう在るべきか

<検討項目>

- 前回の議論や地方法人課税を巡る現状を踏まえ、いわゆる「偏在是正措置」についてどう考えるか
 - ー 応益原則、地方分権との整合性、これまでのいわゆる「偏在是正措置」に対する評価、税收シェアの実態 等

○ 法人事業税について

- ✓ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるものです。
- ✓ 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税します。

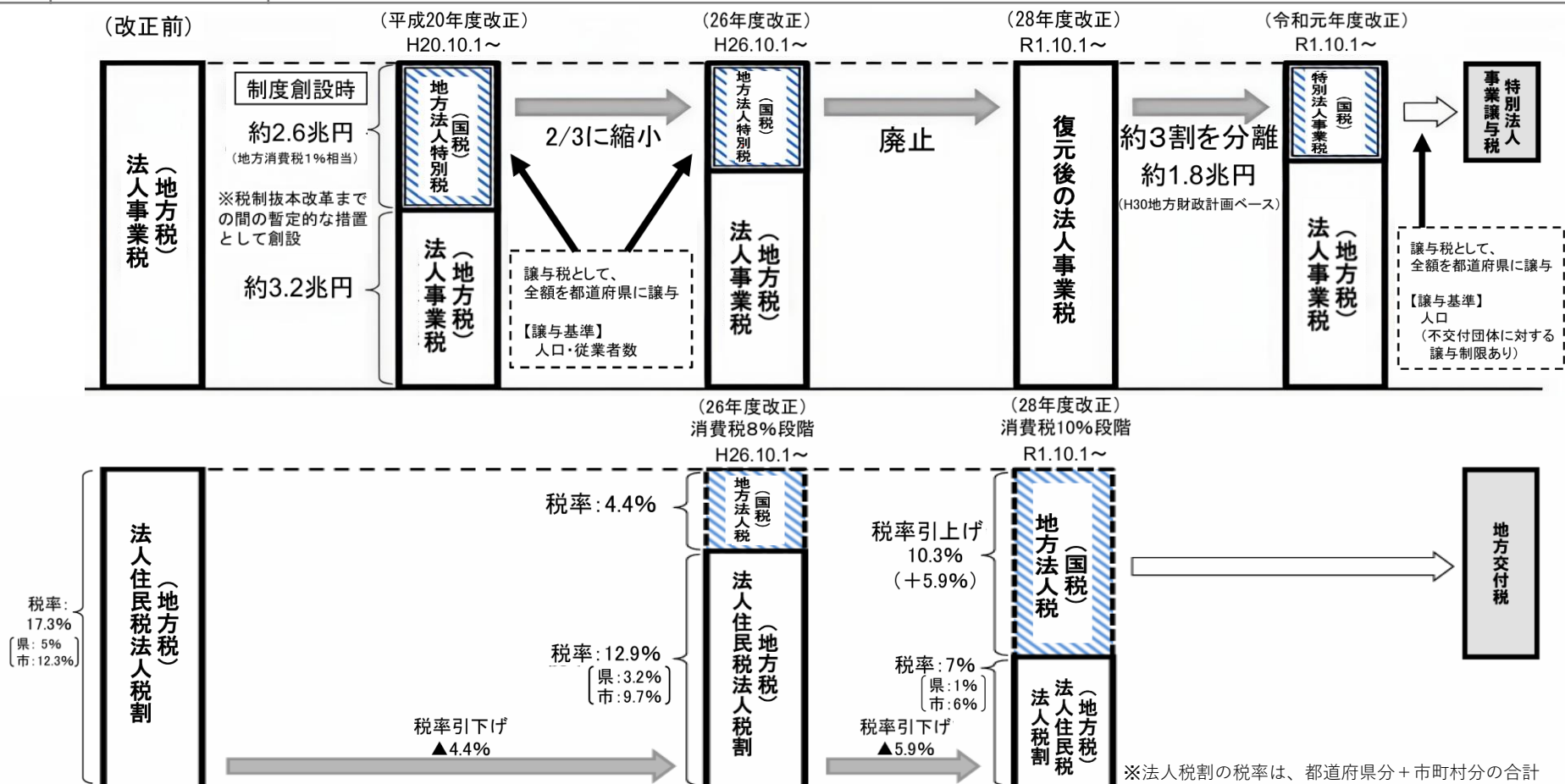
○ 法人住民税について

- ✓ 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるものです。
- ✓ 道府県民税と市町村民税があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村がそれぞれ課税するものです。

- 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当（H26）
- 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、事業活動が行われる地域で課税する原産地原則に基づく。このような応益課税としての性格は、法人事業税の負担額が法人所得計算において損金算入されることにも反映されている（H30）
- 地方法人課税は、所得循環の生産局面で課税するものであり、生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税し、均衡のとれた税体系を構築するという点からも重要である（R1）
- 地方自治体が行う都市基盤整備、治安の確保、防災への対応等は法人の事業活動に欠かせない行政サービスである。また、教育、子育て支援、医療、介護、環境対策等は、地域住民の生活を支えるだけでなく、法人の事業活動を支えていることは明らかであり、法人には応分の負担を求めることが必要である（R4）
- 法人が事業活動を行う上では、地方自治体から様々な行政サービスを受けており、その便益は利害関係者（従業者、株主、債権者、消費者等）にも及ぶ。しかし、当該利害関係者は、必ずしも法人の事業所所在地に居住しているわけではない。そのため、法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる。特に東京においては、都外に居住する企業従業者を中心に昼間流入人口が約291万人（2015年）に上ることから、法人への課税には大きな意義がある（R5）

地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷

H20	法人事業税の暫定措置	✓ 税体系の抜本的改革が行われるまでの間の 暫定的な措置 として、 法人事業税の一部を国税化 し、その税収を原資に都道府県へ 譲与税 として再配分
H26	法人住民税の交付税原資化等	✓ 法人事業税の暫定措置による国税化分のうち、 1／3を法人事業税に復元 ✓ 消費税率8％段階において、 法人住民税の一部を国税化 し、その全額を 地方交付税原資化
H28	法人住民税の交付税原資化の拡大等	✓ 消費税率引き上げに伴う財政力格差の拡大への対応として、 消費税率10％段階 において、以下の措置を講ずることを決定 ・ 法人事業税の暫定措置を廃止し、法人事業税として復元 ・ 法人住民税の地方交付税原資化を拡大
R元	法人事業税の恒久的な国税化	✓ 地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大しているとして、消費税率10％段階において、 恒久的な措置 として、 法人事業税の一部を国税化 し、その税収を原資に都道府県へ 譲与税 として再配分



東京都税制調査会報告 これまでのいわゆる「偏在是正措置」に対する評価

【H20 法人事業税の暫定措置に対して】

- 今回の一連の措置に関しては、戦後一貫して都道府県の独立の基幹税とされてきた法人事業税の一部を国税化し、受益と負担の関係を断ち切り、課税権を否定するものであり、分権改革に逆行するものと言わざるを得ない（H20）
- 法人二税については、既に地方の基幹税の一つとなっていること、法人も地方自治体の行政サービスを受けていること及び課税のバランスの点からも、引き続き地方税として維持していくことが必要である。分権の流れに逆行する地方法人特別税及び同譲与税は早急に廃止し、法人事業税を復元すべきである（H20）

【H26 法人住民税の交付税原資化等】

- そもそも地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行している。法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つであるという事実を無視し、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない（H26）

【H28 法人住民税の交付税原資化の拡大等】

- 地域間の偏在是正と財政力格差の縮小という目的のために、地方自治体の重要な基幹税を国税化することに合理性はなく、国税である地方法人税を、地方税である法人住民税に復元するとともに、総体としての地方税財源を拡充する方向がとられるべきである（H28）

【H30 法人事業税の恒久的な国税化（新たな偏在是正措置）】

- 法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する。またそれは、都市特有の膨大な財政需要への対応についても何ら考慮していない（H30）
- 国が、新たな偏在是正措置の必要性を主張するのであれば、少なくともその前提として、過去10年に及ぶ偏在是正措置による地方への実質的効果及び定量的な最終到達目標が示されて然るべきだが、未だ何も示されていない（H30）
- 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置（譲与税化、交付税化）は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものである。こうした手法は地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない（H30）

- これまで都税調が発信してきたことは引き続き掲げ続けていかなければいけないと思うが、その中で特に地方法人課税において受益と負担という地方税の重要な原則を積極的に訴えていくことが必要
- 基本的に、偏在是正は弥縫策に過ぎない。地方の課税権を侵食する面も当然ある。かねてよりの都の主張は、正当である
- 都として、独自施策をやることには何の問題もない。それよりも、介護保険制度や子供子育て支援などのベーシックなサービスのところで大きな格差が出てしまうというのは、国の方の財源責任を都が問うてもいいのではないか
- 国に財源の確保を求めていくのはあるべき姿と考える
- 国が外形標準課税を段階的に拡大してきたのにも関わらず、これを偏在是正の対象にするというのは非常に不自然
- 本来、財源保障の責任を負っているのは国ではないか。地方交付税の制度はそういった趣旨で成り立っている。その上で財源をどこに求めるかという問題はあるが、都から財源を持ってこようという考え方は短絡的ではないか

いわゆる「偏在是正措置」に係る最近の動き ①

● 令和 8 年度与党税制改正大綱（令和 7 年12月19日）（抜粋）

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方 3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定
（3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築等

特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

● 地方財政審議会意見「強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立のための地方税財政改革についての意見」（令和 8 年 6 月22日）（抜粋）

第一 今後の地方財政の在り方 3. 持続可能な地方税財政基盤の構築
（2）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築等

東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。都市も地方もお互いに支え合うという基本的な考えに立ち、令和 8 年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、令和 9 年度税制改正において具体的な取組を講じる必要がある。

是正措置を講じてもお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が十分に発揮されるよう、地方交付税総額の確保や適切な算定を行うことが必要である。

いわゆる「偏在是正措置」に係る最近の動き ②

● 財政制度等審議会建議「人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営」 (令和8年6月26日) (抜粋)

Ⅱ. 人口減少と不確実性の時代における総合的な国力の強化 1. 財政資源の効率的な配分（社会保障を除く。）
(3) 地方財政の課題 ③ 地方公共団体の財政力格差・税源の偏在の是正

令和8年度与党税制改正大綱には、税源の偏在を是正する追加的な措置として新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討や、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討が盛り込まれている。都市と地方の財政力を調整しつつ、地方公共団体間の相互の連携・連帯を図り、地域の経済社会の発展を促していく観点から、地方税源の偏在是正に取り組むなど、都市と地方の支え合いの仕組みが必要である。

● 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日）（抜粋）

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針
(4) 持続可能な地方行財政基盤の強化

人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。

いわゆる「偏在是正措置」に係る最近の動き ③

● 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（令和8年7月17日）（抜粋）

Ⅳ 税制抜本改革の推進等 6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和8年度与党税制改正大綱に取り上げられたとおり、財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じているとの分析がなされる中、わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。経済社会の構造変化に対応し、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け同大綱で示された具体的な取組を確実に講ずるべきである。

なお、当該取組により生ずる財源については必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある措置とすべきである。

（注）東京都からは、令和8年度与党税制改正大綱で示された取組は講じるべきではないとの反対意見があった。

【全国知事会（令和8年7月16日）地方税財源に係る一部発言】

〈東京都〉

- ・ 与党税制改正大綱で示された取組を確実に講じるべきとされているが、このような措置は行うべきではない
- ・ そもそもそうした声上がるのは、地方交付税制度に二つの問題があるため。一つは、需要が変わらない現状においては、増収分の多くが交付税の減額と相殺されてしまう点。もう一つは、交付税原資の増が交付税特別会計の借入償還に充当され地方に十分に配分されていない点。今こそ需要額を積み増したうえで、借入金の早期償還に用いられた財源を活用し、全道府県の交付税額を増額することこそが求められている
- ・ これまで約20年間にわたり、地方法人課税の累次の見直しが行われてきたが、税の部分をいじくっても、需要の算定をきちっとやらない限り、地方税財政制度の課題解決にはつながらない
- ・ 国、地方ともに税収が増加する今こそ、従来の仕組みや前提にとらわれることなく、交付税制度の大胆かつ前向きな見直しを国に訴えるべき

〈山梨県〉

- ・ ナショナルスタンダードの財源確保が大変重要な課題であるが、これほど地方財政計画歳出に計上するのにふさわしいものはないのではないかと私は思う。したがって、このナショナルスタンダードの財源確保については、ゼロサム的に考えることは必ずしも適切ではなく、むしろ地方財政計画全体で考えるべきだと思う

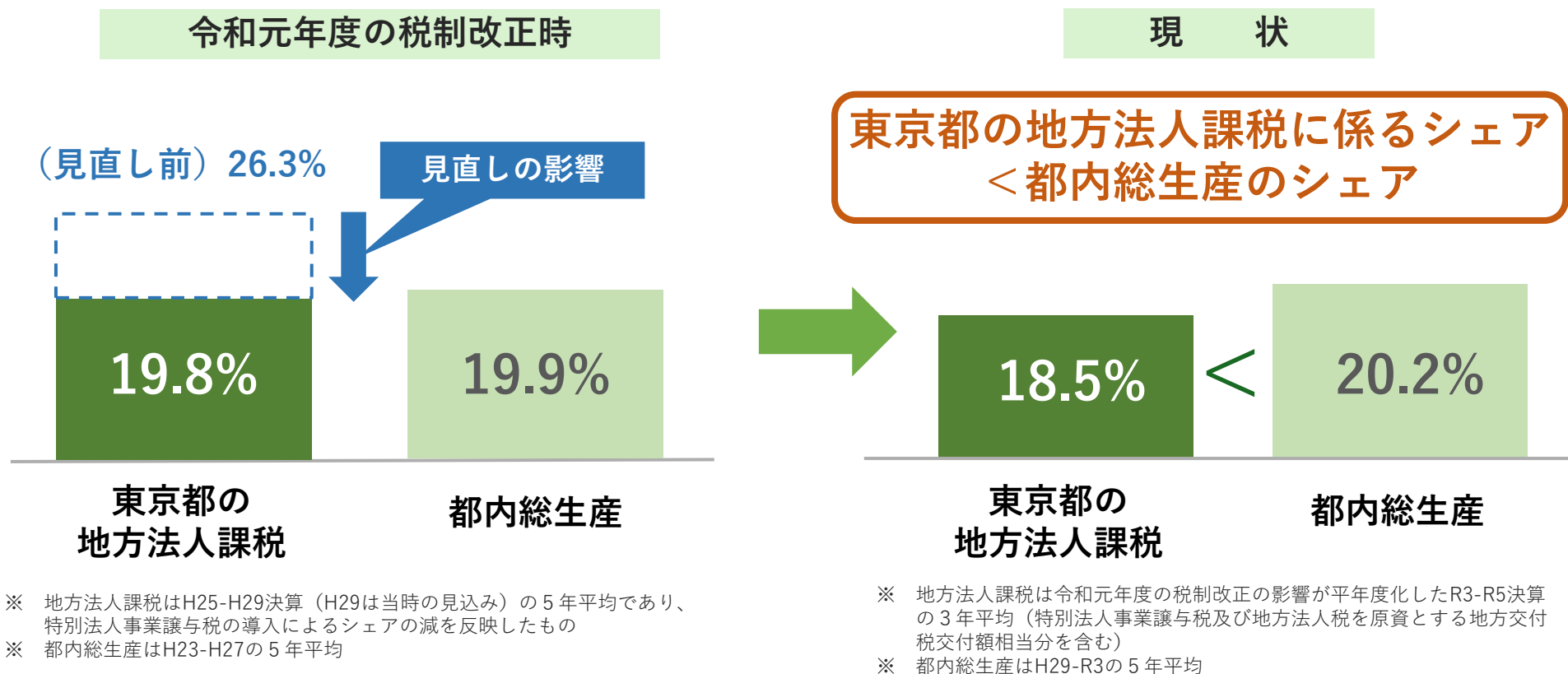
〈愛知県〉

- ・ 地方税体系の議論において、地方の役割に見合った税財源の確保をするとともに税収全体のパイの拡大させる考え方が何より重要

地方法人課税に係る税収シェアと県内総生産のシェアの比較

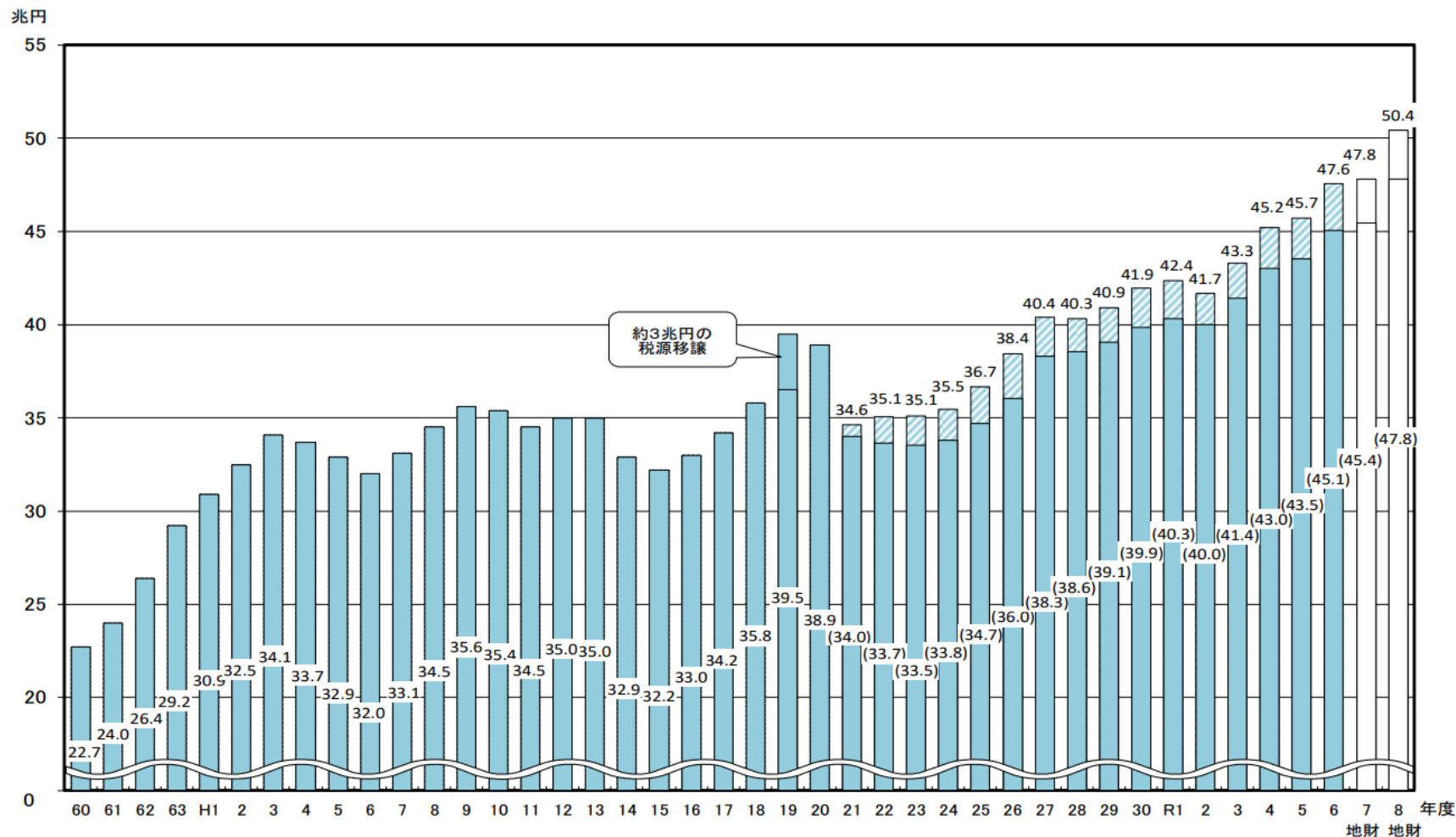
- 国は、令和元年度に、全国に占める地方法人課税に係る東京都の税収シェアが、都内総生産シェアを上回っていたことを根拠に、東京都に地方法人課税が集中しているとし、いわゆる「偏在是正措置」を実施
- 令和元年度税制改正の結果、近年、都の地方法人課税に係る税収シェアは都内総生産のシェアを下回っている

【全国に占める東京都の地方法人課税に係る税収シェアと都内総生産シェア】



地方税収の推移（全国）

- 地方税収は、企業収益や消費支出等の増加、地価の上昇等により、**決算ベースで4年連続過去最高**となっており、**令和6年度決算**では、**約47.6兆円**となっている。
- また、**令和8年度地方財政計画**では、**約50.4兆円**となっている



注1 総務省HPより抜粋

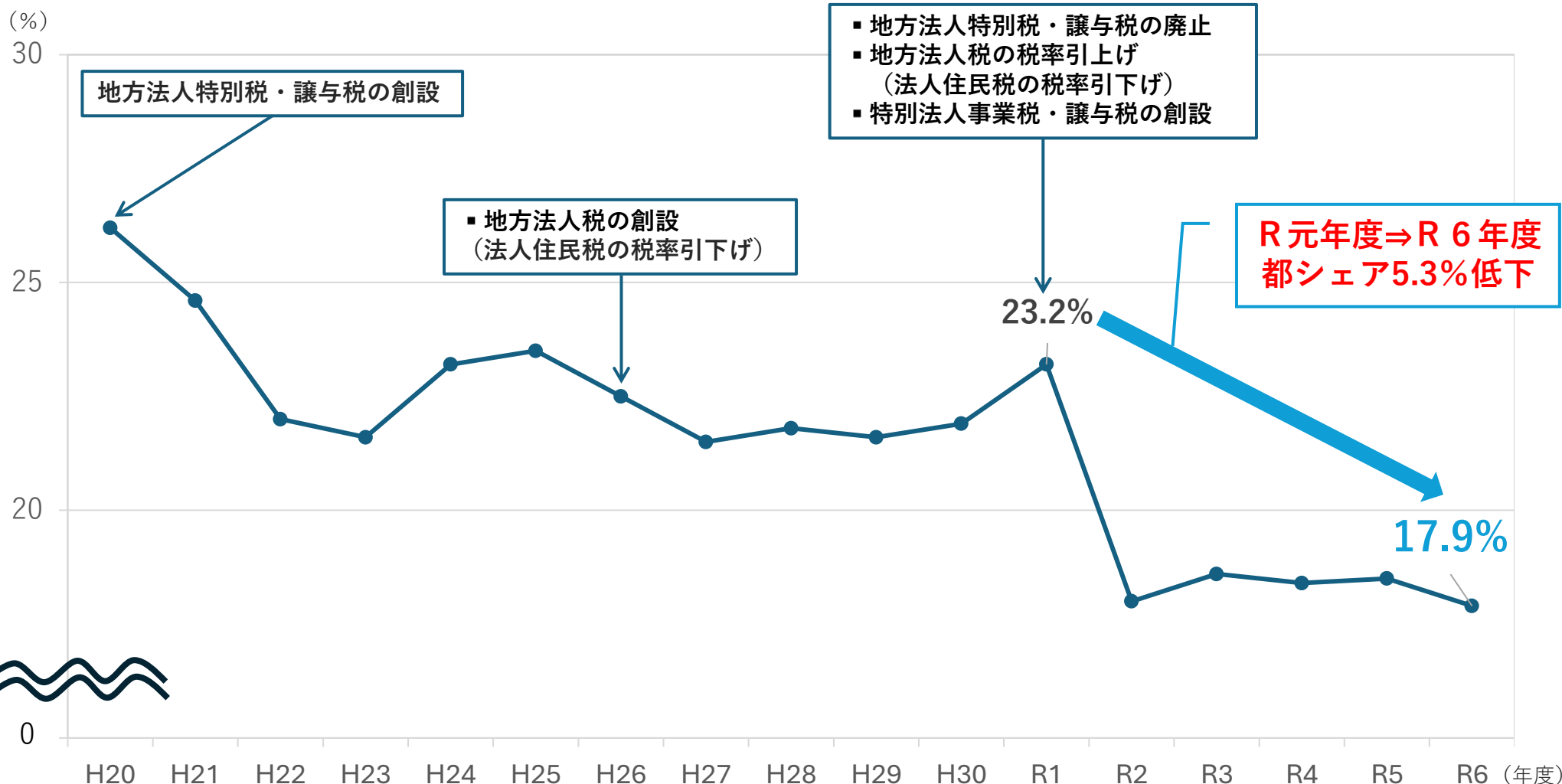
2 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない

3 令和6年度までは決算額、令和7、8年度は地方財政計画額である

4 平成21年度以降の地方税合計の括弧書きは、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額

地方法人課税に係る税収シェア（東京都）

- 令和元年度以降、都の地方法人課税に係る全国シェアは低下傾向
- 令和6年度において、都のシェアは17.9%であり、低下している



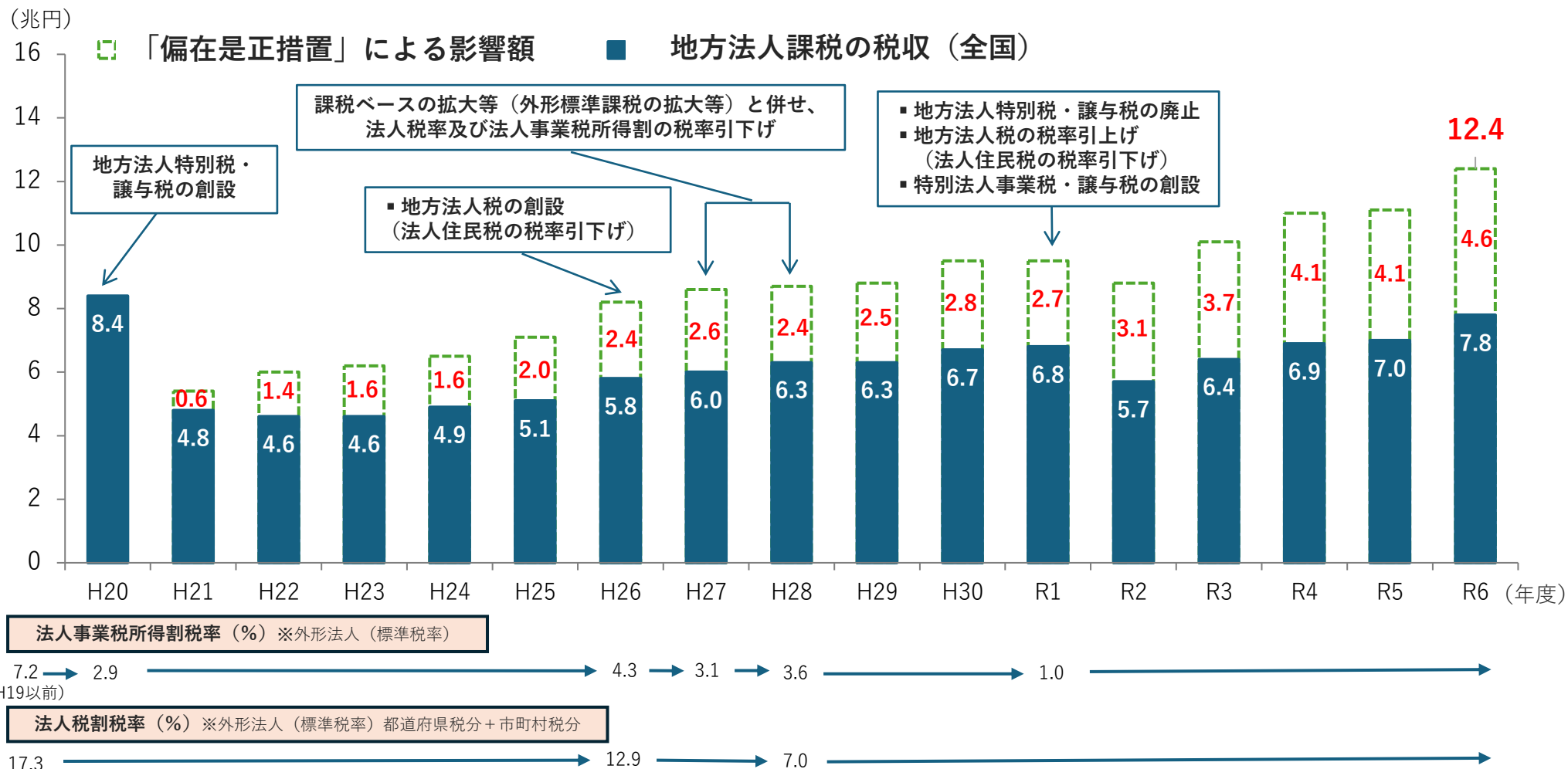
注1 総務省 「地方税に関する参考計数資料」、「地方財政状況調査」等より作成

注2 地方法人課税税収は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である

注3 税収シェアの算出にあたっては、平成21年度から令和元年度までは地方法人特別譲与税、平成27年度以降は地方法人税を原資とする地方交付税交付額相当分、令和2年度以降は特別法人事業譲与税を加えた上で算出している

いわゆる「偏在是正措置」による地方法人課税の税収への影響（全国ベース）

- 平成21年度以降、いわゆる「偏在是正措置」に伴う税率引下げや国税化により、全国ベースで地方法人課税の税収は縮減されている
- 令和6年度では、いわゆる「偏在是正措置」が講じられていなければ、約12.4兆円であった地方法人課税の税収が、約7.8兆円に縮減されており、その差額は約4.6兆円となっている

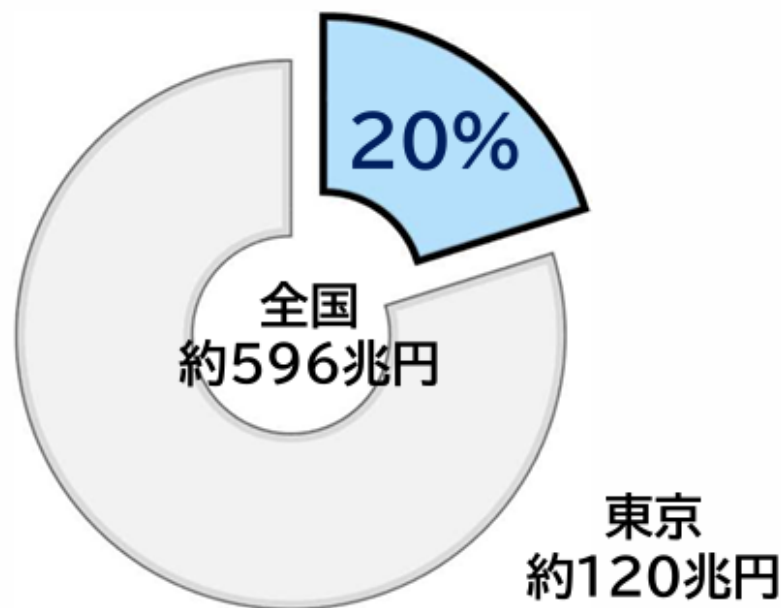


注1 総務省 「地方税に関する参考計数資料」、「地方財政状況調査」等より作成
 2 地方法人課税の税収は法人住民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である

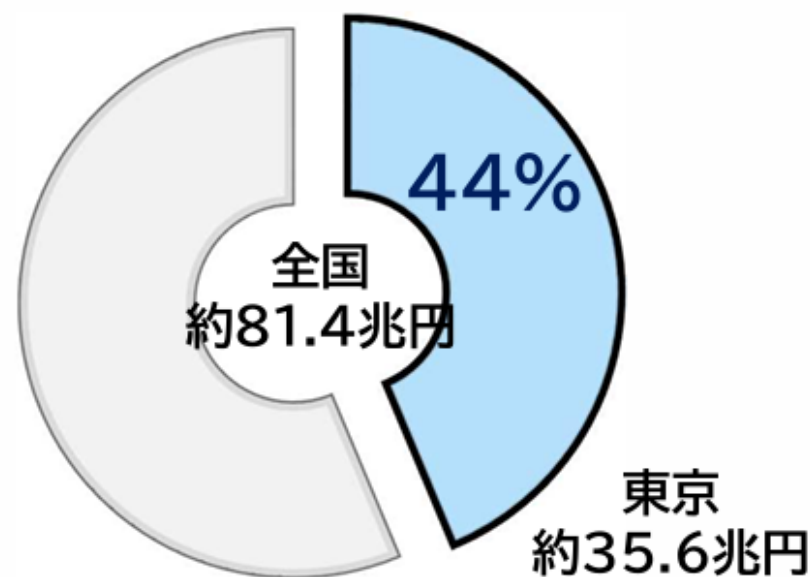
東京は、日本経済の中心地として不可欠な存在

- 東京は、都市機能の集積や高い労働生産性を背景に、**約1割の人口で、全国GDPの約2割、国税収入の4割以上を占める**など、日本の経済成長に大きく貢献
- **GDP**はインドに抜かれ**5位に転落**、2030年(R12年)にはイギリスに抜かれ**6位に転落**する見通しもある中、東京は経済面でより一層寄与していく必要

都は全国の**1割の人口**で
GDPの2割を創出



都内で納税される**国税**は
全国の**1割の人口**で**4割以上**



都市機能の強化には更なる投資が必要

- 国際都市としての魅力を一層向上するため、鉄道や港湾、空港などのインフラ整備を通じ、都市機能を更に強化

※ 総事業費には、国や民間事業者などの負担額を含む



【道路】
東京外かく環状道路（外環）の整備

総事業費
（関越～東名間）
約2.4兆円

都心部の慢性的な渋滞を解消し、国際競争力を高めつつ、快適で利便性の高い都市を実現

<区間別の状況>

- ・外環（関越道～東名高速間）
➡ 早期開通に向け整備を推進
- ・外環（東名高速～湾岸道路間）
➡ 事業化に向け計画を具体化



【鉄道】鉄道ネットワーク強化

総事業費
約2兆円

羽田空港へのアクセス強化など、都市活動や都民生活を支える鉄道ネットワークを充実・強化

<主な路線>

- ・東京8号線（有楽町線）延伸
- ・新空港線（蒲蒲線）
- ・羽田空港アクセス線
- ・東京12号線（大江戸線）延伸
- ・都心部・品川地下鉄（南北線延伸）
- ・多摩都市モノレール延伸（箱根ヶ崎・町田方面）
- ・都心部・臨海地域地下鉄
- ・中央線の複々線化



【港湾】東京港機能強化

総事業費
（大井コンテナふ頭
再編整備分）
約6千億円

日本の経済成長を牽引し、国民生活を支えるコンテナふ頭の機能強化を推進

<主な取組>

- ・Y3新規整備
- ・大井コンテナふ頭の再編・拡張



【空港】首都圏空港機能強化

総事業費
（新滑走路整備）
約1兆円

日本の玄関口となる、羽田空港・成田空港の機能を強化

<主な取組>

- ・羽田空港アクセス線、ターミナル間の人工地盤整備等
- ・空港容量の拡大
- ・受入体制の強化（ビジネスジェット発着枠の活用拡大）
- ・横田基地での民間航空の利用
- ・小笠原航空路の整備促進等

地域未来戦略とも整合を図りながら推進

首都のレジリエンスを高めることが国力に直結

- 首都直下地震や近年激甚化する風水害など、東京のリスクに対して、**不断の取組**を進め、例えば**首都直下地震等への被害想定はこの10年間で大きく改善**
- **首都防衛、都市の強靱化**に向けては**不断の対策が必要であり、2040年代までに17兆円の投資が必要**

これまでの成果（一例）

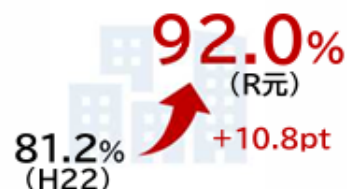
更なる強化

震災対策

減災効果
(H24 → R4)

TOKYO強靱化プロジェクト

■ 住宅の耐震化率



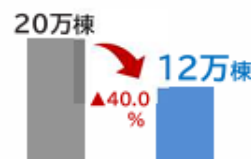
■ 揺れによる死者数



■ 木造住宅密集地域



■ 焼失棟数



風水害への備え

地震への備え

火山噴火への備え

電力・通信等の途絶への備え

感染症にも強いまちづくり

取組例

立川地域防災センター 及び
多摩広域防災倉庫の
更なる機能強化

首都機能バックアップ

都庁舎の代替機能

2040年代まで**17兆円**
[うち地震対策は9.6兆円]

うち当初10年間で
7兆円

プラン策定前過去10年間の**1.7倍**の規模

※ 東京都「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I（令和5年12月）」より

立川地域防災センター
多摩広域防災倉庫